

4福保高施第1494号
令和4年12月7日

各民設民営特別養護老人ホーム設置者 殿

東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長
(公印省略)

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の評価加算に係る
変更協議について (通知)

標記の件について、下記のとおり令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱(令和4年10月1日付4福保高施第1037号。以下「交付要綱」という。)の別表の規定に基づく評価加算に係る変更協議を行う場合は、変更協議書の提出をお願いします。

なお、今回の評価加算に係る変更協議は、令和4年9月5日4福保高施第960号「令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金評価加算の内示について(通知)」で決定した努力・実績加算の項目に変更が生じる施設のみが対象です。

記

1 提出書類 (変更協議を行う施設のみ)

(1) 評価加算変更協議書関係 ※評価加算協議と同様、紙媒体での提出が必要です。

- ・変更協議書【参考様式】
- ・令和4年度特別養護老人ホーム経営支援補助金 評価加算変更協議提出書類チェックリスト
- ・努力・実績加算変更協議【評価加算変更協議様式2-1】
- ・施設区分【評価加算変更協議様式2-2】
- ・評価加算変更協議【様式3-1～3-2 2 (別添を含む)】

※協議様式や記入例等については、下記 URL を参照ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/index.html>

2 提出期限

令和5年1月6日(金曜日) 必着

3 提出先

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設運営担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎26階中央

※郵送の際は封筒の表に経営支援補助金評価加算協議書在中と御記入願います。

4 お問い合わせ先

今年度から特別養護老人ホーム経営支援事業に関するお問合せは、以下のお問合せフォームに変更しました。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1661328286982>

※頂戴した問合せについては、メールにて回答いたします。

早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。

5 その他

書類の作成・提出にあたっては、別添『評価加算変更協議の手引き』に記載の内容をよく御確認のうえ、提出期限厳守での御提出をお願い致します。

6 注意事項

ア **努力・実績加算の変更協議は、今回のみとなります。今回の内示額を上回る努力・実績加算の交付は出来ません**ので、努力・実績加算に変更が生じた場合は、**必ず変更協議申請を行ってください。**

イ 令和4年度の実績報告時において、努力・実績加算の報告値が、内示額及び交付決定額を下回る場合は、返還金が生じる場合がございます。

ウ 評価加算の変更協議にあたっては、**その根拠となる書類等を5年間保管してください。**

7 今後の手続きについて

ア 今回の評価加算の変更協議に伴い、全体の努力・実績加算の単価に変更が生じるため、令和4年9月5日4福保高施第960号「令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金評価加算の内示について(通知)」の補助内示から努力・実績加算に変更が生じてない施設も、変更交付申請の手続きが必要になります。

イ サービス評価・改善計画加算(第三者評価:60万円、利用者調査:20万円)の交付決定を受けたが、令和4年度中に第三者評価又は利用者調査を行わない場合は、変更交付申請時に手続きをお願いします。

変更交付申請手続きの詳細につきましては、1月下旬頃に、別途、メール及び福祉保健局ホームページにて御連絡する予定です。